

公益財団法人 東京しごと財団
令和8年度 第一回理事会 議事要旨

1 開催日時

令和8年6月4日（木曜日） 午後3時00分から午後4時15分まで

2 開催場所

（1）東京都千代田区飯田橋三丁目8番5号 住友不動産飯田橋駅前ビル10階
公益財団法人東京しごと財団 企業支援部 セミナー室

（2）Web会議システム

（インターネット回線を使用した音声と映像を伝達するシステム）による出席

3 会議の種類等

令和8年度第一回理事会（定時理事会）

4 役員の現在員数

（1）理事 10名

（2）監事 3名

5 定足数

決議において、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数 6名

6 出席（理事）

（1）出席者 9名（役員名簿順）

直接出席 …中澤 基行、山村 りつ、山手 斉、西田 雄一郎、半貫 陽子、菅
野 匡彦

Web会議出席…黒澤 昌子、塚本 成美、河村 光夫

（2）決議において特別の利害関係を有する理事

なし

7 出席（監事）

（1）出席者 3名

直接出席 …富岡 麻紀子、緒方 浩一

Web会議出席…徳嵩 淳一

8 議長

中澤 基行 理事長（代表理事）

9 議題

〈決議事項〉

（1）第1号議案 令和7年度事業報告（案）について

（2）第2号議案 令和7年度決算報告（案）について

（報告事項：令和7年度基本財産の管理・運用状況報告を含む）

(3) 第3号議案 令和8年度第一回評議員会の招集の提案について

〈報告事項〉

理事長の職務の執行状況報告について

10 議事の経過要領及びその結果

企業支援部セミナー室及び各理事・監事の参加会場において、Web会議システムにより出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同等に適時的確な意見表明が互いにできる仕組みとなっていることを確認した。

(1) 開 会

事務局が開会を宣した。

(2) 理事長挨拶

理事長が挨拶を行った。

(3) 新任役員・新任事務局職員紹介

事務局が、前回開催以降に新たに就任した理事・監事を紹介するとともに、令和7年度異動の新任事務局職員を紹介した。

(4) 議 長

事務局が、定款第44条に基づき、中澤理事長が議長を務めることについて、議場に確認するとともに、以降の進行を議長に移した。

(5) 定 足 数

事務局が、現在の理事10名のうち9名が出席し、また、いずれの理事も本日決議する事項について特別の利害関係を有していないことから、定款第45条に定める理事会定足数を満たしていることを報告し、議長が、本理事会が成立していることを宣した。

(6) 議事録署名人

議長が、定款第49条第2項に基づき、自身と、出席監事が本理事会の議事録署名人となることを議場に確認した。

(7) 議案審議①

第1号議案、第2号議案について、事務局より説明がなされるとともに、監事より監事の結果報告がなされた。その後、審議がなされた。

(質問、意見等)

○理事

広報についてのお願い。まず、多くの方に情報が届くように周知いただきたい。ニーズはあっても広報がうまくいっていないために情報が届いていないのかわからない部分はあるが、利用者の視点でホームページについて言うと、様々な情報にワンストップでアクセスできるとよいと思う。例えば、プラチナ・キャリアセンターには財団のホームページからアクセスしにくく、年齢別のページから見つけにくい。若い方はSNSを多く使うと思うが、プラチナ・キャリアセンターの対象者はネットで検索することが多いと思うので、改善していただきたい。

もう一つは質問。労働市場では転職率が高まってきており、前職のスキルを活かしての転職も多い。国でも団体等検定という新たな制度が始まり、業界団体を活用した人材育成

やスキルの見える化も重要になってきている。財団においても、中小企業への働きかけなど、業界団体を有効に活用いただきたく、取組や考え方を聞きたい。

◇事務局

様々な世代の方にサービスを提供している財団としてはホームページを通じたアクセシビリティの向上が重要だと考えている。若者層に対するSNSの活用やシニア層にとっても使いやすい改善に取り組むことで事業の認知度の向上、利用者の増加に目指していく。

◇事務局

スキルアップに関する業界団体を通じた周知についてはご指摘のとおりであり、今年度の新規事業についても業界団体の皆様に知っていただき、企業に届くよう広報に務めているところである。

○理事

配布資料にある都内企業の雇用障害者数と実雇用率の推移のグラフは都内企業全体を表しているのか、説明文には都内中小企業で雇用されている障害者の数が右肩上がりとの記述があるため確認したい。

都内企業の実雇用率 2.3%は過去最高で素晴らしいが、全国平均は下回っており、小規模企業は非常に低い。小規模の企業においては一人も雇用していない企業が多いのではないかと考えられる一方、障害のある方は比較的小規模の事業所で働いていることも多いと思う。

法定雇用率の対象とはならない40人未満の企業に雇用されている障害者も多いと思うので、その数や財団の様々な取組によって雇用数が増えたなどの成果や状況があれば今後教えていただきたい。

◇事務局

グラフは東京労働局発表の資料に基づき作成しており、ご指摘の通り中小企業に特化したデータではないところである。財団は一義的には法定雇用率の達成という視点で取り組んでおり、40人未満の企業の雇用状況を把握するのは難しい状況であるが、ご意見としてうかがいたい。

○理事

4点、質問と意見。

1点目、シルバー人材センター事業について。会員数及び契約金額が増えているが、就業延人員が横ばいになっている。高齢者が増え、身体を動かす仕事からそうではない仕事にシフトしていくことが必要な中で、なかなか仕事に就けない方も多いのではないかと考えている。財団は就業機会の確保及び提供として高齢ひとり世帯等サポート事業に取り組んでいる。これは地域共生社会をつくっていくための事業展開だと思うが、公の仕事として例えば社会福祉協議会を通じてシルバー人材センターが請け負うような事業スキームを検討してもよいのではないかと。高齢化社会が加速する中、前期高齢者の74歳までを何らかの形で現役世代として活躍してもらうためにも、今後の持続可能な仕組みや考えがあれば教えてほしい。

2点目、障害者就業支援について。精神障害者が増加しているとのことだが、精神障害には発達障害と精神疾患があり、発達障害と知的障害では仕事の内容が一部重複していると聞いている。財団の強みは企業の側から福祉の方にアプローチできるということであることを踏まえ、例えば企業が特別支援学校を見学する機会などを設けて、どのように受け入れたらよいのかを考えることが重要である。福祉の現場では、障害者が働くにあたって目指すべき

条件がある。企業の基幹業務に携わるということがひとつで、例えば、リサイクルや清掃業、伝統工芸など、本人がいなければ業務が立ち行かないという形であり、単に切り出した事務のような仕事よりしっかり働くことができる。その結果最低賃金の保証や、フルタイム勤務、生涯雇用を約束することができれば、障害者自身が自立して生活することができることに繋がる。財団の強みを活かして、そうした取組を進めていっていただきたい。

3点目、公3事業について。公3事業の執行率が低いということで、申請は多くあったものの支給決定にまでは至らなかったという報告があり、審査の迅速化を目指すという話があったが、それをどのように進めていく考えなのかを確認したい。

4点目、今後の人口構造を踏まえた地域共生社会について。高齢者福祉においては4つの自立、精神的な自立、身体的な自立、社会的な自立、経済的な自立を何らかの形で補うことが必要とされている。財団は調査研究事業に取り組んでいるが、単に経済的ではなく、例えば生涯現役の考え方を踏まえて医療や健康、介護のデータ、働いている場合や働いていない場合、よりいきいきと生きるための健康の維持や介護の予防につながっているなどが明らかになれば、様々な方への働きかけができると思うので、そうした調査研究があるとよいという提案である。

◇事務局

1点目の会員数、契約金額の増加に対して就業延人員が横ばいとなっている件についてだが、会員の高齢化等によってマッチングが難航するケースが増えている。特に令和7年度は、小口受注の案件が増えているようで、こうした案件では対応できる会員が限定されてしまうといった状況もあると聞いている。地域共生社会の実現に向けては、シルバー事業でも居場所、サロンという事業にも積極的に取り組んでいきたいと考えている。

◇事務局

ご指摘の通り、障害者の就労定着のためには、障害者と企業の双方が理解を深めることが大切であると考えている。財団では、職場体験実習の面談会を実施することで、障害者と企業担当者が相互の理解を深める機会の提供を行っている。現在の事業には、特別支援学校を含めたスキームは特にないが、障害者、企業のニーズ、支援機関などの意見も総合的に考慮しながら事業に取り組んでいきたい。

◇事務局

ご指摘の通り、雇用環境整備の事業においては執行率が低いものもあり、課題であると考えている。企業が事業の中身を理解しにくい場合や審査に時間を要して手続きが遅れてしまうことなどがある。今後、企業のニーズを踏まえ、それら改善していく。

◇事務局

4点目について、地域共生社会や健康、介護などについて、財団における調査研究で取り組んではどうかという提案をいただいた。調査研究は人材育成の枠組でも行っており、昨年度の海外研修は新たに始めた取組であることから、まずはその総括を行い、今年度以降、人材育成という観点でどのような取組ができるか検討していきたい。地域共生社会というテーマや健康、介護のデータの活用となると福祉分野の知見であり、財団が都の政策連携団体という立場でもあることから、都庁の福祉局等と連携していく。

○理事

障害者の職場への定着では、6か月以上の雇用継続がひとつの目安だと思うが、その場合、実際に就業自体が継続している必要があるのか。精神障害や発達障害の方は状態により、定期的な休みが必要となることもある。そのタイミングで退職せざるを得ない方が多いが、逆

にそこを乗り越えたと復帰できる方も多い。そうした点を踏まえて、雇用継続のための休業の制度があるのか、それらの情報をジョブコーチなどが企業に対して情報提供できるような形になっているのかを確認したく、特になければアイデアとして検討いただきたい。

◇事務局

例えばサポーター事業では、6か月間、毎月80%以上の出勤率がある場合に定着としているが、休職や欠勤等により80%未満の月があっても、支援する期間を延長してトータルで80%以上の月が6か月間あれば可とする運用を行っている。

(8) 議案審議結果①

議長が、第1号議案、第2号議案について、それぞれ賛否を諮ったところ全員異議なくこれを承認した。

(9) 議案審議②

第3号議案について、事務局より説明がなされ、審議がなされた。

(質問、意見はなし)

(10) 報告事項

議長（理事長）より、理事長の職務執行状況について説明がなされた。

(質問、意見はなし)

(11) 全体を通しての質疑応答

議長が、全体を通しての質問・意見等を募った。

(質問、意見はなし)

11 閉会

本理事会で予定していた決議事項及び報告事項について、全て終了したので、議長は、午後4時15分に閉会を宣し、解散した。